

十一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 銀行の更生手続（第三条・第十八条） 第三章 協同組織金融機関の更生手続 第一節 総則（第十九条・第二十八条） 第二節 更生手続の開始（第二十九条・第五十一条） 第三節 管財人及び調査委員（第五十二条・第五十三条） 第四節 更生債権者、更生担保権者及び組合員等（第五十四条・第八十三条） 第五節 関係人集会（第八十四条・第八十七条） 第六節 更生手続開始後の手続（第八十八条・第一百四条） 第七節 更生計画の条項（第一百五・第二百二十二条） 第八節 更生計画の認否及び遂行（第二百二十三・第二百五十二条） 第九節 更生手続の廃止（第一百五十三・第一百五十七条） 第十節 報酬及び報償金（第一百五十八・第一百六十条） 第四章 金融機関等の更生手続の特例 第一節 監督庁による更生手続開始の申立て等（第六十一条・第六十四条）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 銀行の更生手続（第三条・第十八条） 第三章 協同組織金融機関の更生手続 第一節 総則（第十九条・第二十八条） 第二節 更生手続の開始（第二十九条・第五十一条） 第三節 管財人及び調査委員（第五十二条・第五十三条） 第四節 更生債権者、更生担保権者及び組合員等（第五十四条・第八十三条） 第五節 関係人集会（第八十四条・第八十七条） 第六節 更生手続開始後の手続（第八十八条・第一百四条） 第七節 更生計画の条項（第一百五・第二百二十二条） 第八節 更生計画の認否及び遂行（第二百二十三・第二百五十二条） 第九節 更生手続の廃止（第一百五十三・第一百五十七条） 第十節 報酬及び報償金（第一百五十八・第一百六十条） 第四章 金融機関等の更生手続の特例 第一節 監督庁による更生手続開始の申立て等（第六十一条・第六十四条）

第二節 預金保険機構の権限（第百六十五条・第百七十七条の二）	第二節 預金保険機構の権限（第百六十五条・第百七十七条）
第三節 投資者保護基金の権限（第百七十七条の二・第百七十七条の十四）	第三節 投資者保護基金の権限（第百七十七条の二・第百七十七条の十四）
第四章の二 金融機関等の再生手続の特例	
第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等（第百七十八条・第百七十八条の七）	
第二節 預金保険機構の権限（第百七十八条の八・第百七十八条の二十四）	
第三節 投資者保護基金の権限（第百七十八条の二十五・第百七十八条の四十）	
第五章 金融機関等の破産手続の特例	第五章 金融機関等の破産手続の特例
第一節 監督庁による破産の申立て等（第百七十八条の四十一・第百八十一条）	第一節 監督庁による破産の申立て等（第百七十八条・第百八十一条）
第二節 預金保険機構の権限（第百八十二条・第百九十四条）	第二節 預金保険機構の権限（第百八十二条・第百九十四条）
第三節 投資者保護基金の権限（第百九十四条の二・第百九十四条の十四）	第三節 投資者保護基金の権限（第百九十四条の二・第百九十四条の十四）
第五章の二 雑則（第百九十四条の十五）	第五章の二 雑則（第百九十四条の十五）
第六章 罰則（第百九十五条・第二百一条）	第六章 罰則（第百九十五条・第二百一条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、協同組織金融機関について、利害関係人の利害	第一条 この法律は、協同組織金融機関について、利害関係人の利害

を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 4 (略)

5 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等(政令で定めるものを除く。)に係る債権をいう。

6 10 (略)

(登記の嘱託)

第二十四条 会社更生法第十七条から第二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における登記の嘱託について準用する。この

を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 4 (略)

5 この法律において「預金等債権」とは、次に掲げるもの(政令で定めるものを除く。)に係る債権をいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託契約

6 10 (略)

(登記の嘱託)

第二十四条 会社更生法第十七条から第二十条まで(同条第四項を除く。)の規定は、協同組織金融機関の更生手続における登記の嘱託

場合において、同法第十七条第三項及び第十八条第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、同法第十八条の二第一項中「第三十九条第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項」と、「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」と、同条第二項中「第三十九条第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項」と、「処分」とあるのは「保全管理人による管理又は監督を命ずる処分」と、同条第三項中「第三十九条第一項前段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項の規定による処分（保全管理人による管理及び監督員による監督を命ずる処分を除く。）」と、「第七十二条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第四十六条第一項第二号」と、同法第十八条の三第一項中「第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第一百五十三条又は第二百二十九条第一項」と、同条第二項中「第二百一十一条第三項」とあるのは「更生特例法第一百五十三条」と、「第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十九条第一項」と、同法第二十条第二項中「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「整理開始」と読み替えるものとする。

2
(略)

について準用する。この場合において、同法第十七条第三項及び第十八条第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、同法第十八条の二第一項中「第三十九条第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項」と、「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」と、同条第二項中「第三十九条第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項」と、「処分」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分（保全管理人による管理及び監督員による監督を命ずる処分を除く。）」と、「第七十二条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第四十六条第一項第二号」と、同法第十八条の三第一項中「第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第一百五十三条又は第二百二十九条第一項」と、同条第二項中「第二百一十一条第三項」とあるのは「更生特例法第一百五十三条」と、「第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十九条第一項」と、同法第二十条第二項中「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、「整理開始又は特別清算開始の登記」とあるのは「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」と読み替えるものとする。

2
(略)

(登録への準用)

第二十六条 第二十四条第一項において準用する会社更生法第十八条、第十八条の二第三項、第十九条及び第二十条並びに前条の規定は、登録のある権利について準用する。

(破産手続又は再生手続への移行)

第二十七条 会社更生法第二十三条及び第二十四条の規定は破産宣告前の協同組織金融機関について、同法第二十五条及び第二十六条の規定は破産宣告後の協同組織金融機関について、同法第二十七条から第二十八条の二までの規定は協同組織金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十三条第一項ただし書及び第二十八条の二中「第六十七条第一項」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第六十七条第一項」と、同法第二十三条第二項中「第十九条」とあるのは、「更生特例法第二十四条第一項において準用する第十九条」と、「前条」とあるのは、「更生特例法第二十六条」と、同法第二十四条中「更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令、更生計画認可」とあるのは、「更生手続開始によつて効力を失つた整理の手続におけるその手続開始の命令、更生計画認可」と、同法第二十五条及び第二十八条の二中「第二百七十三条から第二百七十四条まで」とあるのは、「更生特例法第百五十三条の規定若しくは更生特例法第百五十四条において準用する第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条」と、同法第二十六条第一項中「第二百七十七条」と読

(登録への準用)

第二十六条 第二十四条第一項において準用する会社更生法第十八条、第十八条の二第三項、第十九条及び第二十条（第四項を除く。）並びに前条の規定は、登録のある権利について準用する。

(破産手続又は再生手続への移行)

第二十七条 会社更生法第二十三条及び第二十四条の規定は破産宣告前の協同組織金融機関について、同法第二十五条及び第二十六条の規定は破産宣告後の協同組織金融機関について、同法第二十七条から第二十八条の二までの規定は協同組織金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十三条第一項ただし書及び第二十八条の二中「第六十七条第一項」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第六十七条第一項」と、同法第二十三条第二項中「第十九条」とあるのは、「更生特例法第二十四条第一項において準用する第十九条」と、「前条」とあるのは、「更生特例法第二十六条」と、同法第二十四条中「更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令、更生計画認可」とあるのは、「更生計画認可」と、同法第二十五条及び第二十八条の二中「第二百七十三条から第二百七十四条まで」とあるのは、「更生特例法第百五十三条の規定若しくは更生特例法第百五十四条において準用する第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条」と、同法第二十六条第一項中「第二百七十七条」とあるのは「更生特例法第百五十五条において準用する第二百七十七条」と読

とあるのは「更生特例法第百五十五条において準用する第二百七十七条」と読み替えるものとする。

（開始の申立て）

第三十一条 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第二項第五号中「目的」とあるのは「事業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）の総数（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この号において同じ。）及び個人会員以外の会員のそれぞれの総数）、登記された出資の総額」と、同条第三項中「株主が申立をするときはその有する株式の数を記載」とあるのは「を記載」と、同法第三十三条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十七条第一項中「整理手続、特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、「担保権」とあるのは「若しくは担保権」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得した」とあるのは「を取得し、又は組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）となつた」と、同条第三号中「破産回避

み替えるものとする。

（開始の申立て）

第三十一条 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第二項第五号中「目的」とあるのは「事業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）の総数（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この号において同じ。）及び個人会員以外の会員のそれぞれの総数）、登記された出資の総額」と、同条第三項中「株主が申立をするときはその有する株式の数を記載」とあるのは「を記載」と、同法第三十三条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十七条第一項中「再生手続、整理手続、特別清算手続」とあるのは「再生手続」と、「担保権」とあるのは「若しくは担保権」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得した」とあるのは「を取得し、又は組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）となつた」と、同条第三号中

又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は整理手続」と、同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第四十五条 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十七条第一項中「競売の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「及び競売の手続」と、「整理手続及び特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、同条第六項中「第二百二十二条第一項」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（否認権）

第四十八条 次に掲げる行為は、更生手続開始後、協同組織金融機関の財産のために否認することができる。

一 （略）

二 協同組織金融機関が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この項において「支払の停止等」という。）のあつた後にした更生債権者等を害する行

「破産回避又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「再生手続、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第四十五条 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十七条第一項中「競売の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「及び競売の手続」と、「中止し、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失つ」とあるのは「中止する」と、同条第六項中「第二百二十二条第一項」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（否認権）

第四十八条 次に掲げる行為は、更生手続開始後、協同組織金融機関の財産のために否認することができる。

一 （略）

二 協同組織金融機関が支払の停止又は破産、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て（以下この項において「支払の停止等」という。）のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保

為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者がその行為の当時支払の停止等のあったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三・四（略）

2 会社更生法第七十八条第二項及び第七十九条の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「第二百一十一条第一項第五号及び」とあるのは「更生特例法第六十一条第一項第五号及び更生特例法第六十二条において準用する」と、同法第七十九条第二項中「整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と読み替えるものとする。

（権利変動の対抗要件の否認）

第四十九条 支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは整理開始の申立てがあつた後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、協同組織金融機関についての更生手続開始後、これを否認することができる。ただし、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2（略）

の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者がその行為の当時支払の停止等のあったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三・四（略）

2 会社更生法第七十八条第二項及び第七十九条の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「第二百一十一条第一項第五号及び」とあるのは「更生特例法第六十一条第一項第五号及び更生特例法第六十二条において準用する」と、同法第七十九条第二項中「更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは更生手続開始」と読み替えるものとする。

（権利変動の対抗要件の否認）

第四十九条 支払の停止又は破産、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがあつた後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、協同組織金融機関についての更生手続開始後、これを否認することができる。ただし、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2（略）

(相殺)

第八十三条 会社更生法第六十二条及び第六十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者又は更生担保権者による相殺について準用する。この場合において、同条第二号及び第四号中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは、「若しくは整理開始」と読み替えるものとする。

(更生手続開始の申立て等)

第六十一条 (略)

2 監督庁は、前項の規定により更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

3 5 (略)

第二節 預金保険機構の権限

(預金者表の作成及び縦覧等)

第六十七条 (略)

2 4 (略)

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預

(相殺)

第八十三条 会社更生法第六十二条及び第六十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者又は更生担保権者による相殺について準用する。この場合において、同条第二号及び第四号中「、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは、「若しくは更生手続開始」と読み替えるものとする。

(更生手続開始の申立て等)

第六十一条 (略)

2 内閣総理大臣(労働金庫については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第六十七条第二項において同じ。)は、前項の規定により更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

3 5 (略)

第二節 預金保険機構の権限

(預金者表の作成及び縦覧等)

第六十七条 (略)

2 4 (略)

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預

金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十条の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

（預金等の払戻しの許可）

第一百七十七条の二 更生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第二百二十七条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社更生法第一百十二条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、裁判所は、管財人の申立てにより、預金保険法第二百二十七条第一項の預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間（当該期間の末日は、裁判所が定めた届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めるときは、あらかじめ、機

金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十八条第一項若しくは第四項の規定により取得し、又は同法第八十一条の二の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

（新設）

構の意見を聴かなければならない。

第三節 投資者保護基金の権限

（届出期間を定める場合の特例）

第一百七十七条の二 裁判所は、証券会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六条の規定により定める同条第一号の届出期間について、投資者保護基金（証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該証券会社が加入しているものをいう。以下「基金」という。）の意見を聴かなければならない。

第四章の二 金融機関等の再生手続の特例

第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等

（再生手続開始の申立て等）

第一百七十八条 監督庁は、金融機関に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

2 第六十一条第二項の規定は、監督庁が前項の規定によりする金融機関の再生手続開始の申立てについて準用する。

3 第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをするときは

第三節 投資者保護基金の権限

（届出期間を定める場合の特例）

第一百七十七条の二 裁判所は、証券会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六条の規定により定める同条第一号の届出期間について、投資者保護基金（証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該証券会社が加入しているものをいう。以下「基金」という。）の意見を聴かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

、民事再生法第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（監督庁への通知）

第一百七十八条の二 金融機関について再生手続開始の申立てがあつたとき（前条第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをしたときを除く。）は、裁判所は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

（新設）

（他の手続の中止命令等の申立て等）

第一百七十八条の三 金融機関について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十条第一項（これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申立てをすることができる。

（新設）

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十六条第一項の規定による中止の命令、同条第二項の規定による決定及び同条第三項の規定による取消しの命令、同法第二十七条第一項の規定による禁止の命令、同条第三項の規定による決定及び同条第四項の規定による取消しの命令、同法第二十九条第一項の申立てについての裁判、同法第三十条第一項の規定による保全処分及び同条第二項の規定による決定並びに同法第七十九条第一項の処分及び同条第四項の規定による決定に対

して、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(担保権の実行としての競売手続の中止命令の申立て)

第百七十八条の四 金融機関について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、再生手続開始の決定前に限り、民事再生法第三十一条第一項に規定する申立てをすることができる。

(管理命令の申立て等)

第百七十八条の五 金融機関について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第六十四条第一項に規定する申立てをすることができる。

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第六十四条第一項の処分及び同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(再生手続開始申立棄却に対する抗告)

第百七十八条の六 監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、第百七十八条第一項の規定による再生手続開始の申立てを棄却する裁判に対して、同法第三十六条第一項の即時抗告をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

（事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例）

第百七十八条の七 民事再生法第四十三条の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「営業の全部又は重要な一部の譲渡」とあるのは「事業の全部又は一部の譲渡」と、「商法第二百四十五条第一項」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十三条及び第六十二条第一項」と、「株主総会の決議」とあるのは「総会又は総代会の議決」と、同条第二項及び第六項中「株主」とあるのは「会員又は組合員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「会員若しくは組合員」と、「株主名簿」とあるのは「会員名簿若しくは組合員名簿」と読み替えるものとする。

第二節 預金保険機構の権限

（届出期間を定める場合の特例）

第百七十八条の八 裁判所は、金融機関について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四条の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、機構の意見を聴かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(送達の特例)

第一百七十八条の九 金融機関について民事再生法第二十八条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、再生債権者である預金者等に対しては、同法第二十八条第一項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対して、民事再生法第二十八条第一項の決定の主文を記載した書面を送達しなければならぬ。

第一百七十八条の十 金融機関について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である預金者等に対しては、民事再生法第三十五条第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対して、民事再生法第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならぬ。

3 金融機関の再生手続において、第一百七十八条の十二第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、民事再生法第三十四条の規定により定めた期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である預金者等であつて同法第九十四条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十五条第三項において準用する同条第二項又は同法第三十七条の規定による送達は、することを要しない。

(新設)

(新設)

4 前項に規定する場合においては、機構に対して、民事再生法第三十四条により定められた期間について生じた変更の内容又は再生手続開始の決定を取り消す決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

(預金者表の作成及び縦覧等)

第一百七十八条の十一 機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、民事再生法第九十九条第二項に規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

2 機構は、預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第一項に規定する事項の記載の追加をしなければならない。当該預金者表に記載されている預金等債権について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを

(新設)

知ったときも、同様とする。

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十条の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

(預金者表の提出)

第一百七十八条の十二 機構は、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日に、前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

(新設)

4 機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、民事再生法第九十四条第一項に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

5 金融機関の再生手続についての民事再生法第十七条第一項の規定の適用については、同項中、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」とする。

（預金者表提出の効果）

第一百七十八条の十三 民事再生法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権（預金者等が当該提出があるまでに同法第九十四条第一項の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第一百七十八条の十一第四項前段の規定による記載の追加に係る預金等債権については同法第九十五条第一項の規定による届出の追完があつたものとみなす。

（預金者等の参加）

第一百七十八条の十四 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる預金等債権（機構が民事再生法第九十六条の規定

（新設）

（新設）

による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら再生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、再生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした預金者等は、前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもって自ら再生手続に参加するものとする。

（預金保険機構の権限）

第一百七十八条の十五 機構は、第一百七十八条の十三の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる預金等債権に係る債権者（参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもって、再生手続に属する一切の行為（再生債権の調査期間内において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構

（新設）

代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えよとすると、又は機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定の申立てを取り下げ、若しくは機構代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授權がなければならぬ。

(預金保険機構の義務)

第一百七十八条の十六 機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第一百七十八条の十七 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第一百七十八条の十二第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、民事再生法の規定の適用については

(新設)

(新設)

、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第九十五条第五項の規定による変更とみなす。

（特別調査期間の費用）

第七十八條の十八 機構代理債権に係る民事再生法第三條第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）に関する費用は、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第三十三條の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第七十八條の十九 再生債権の調査において、機構代理債権の内容について再生債務者等（民事再生法第二條第二号に規定する再生債務者等をいう。第七十八條の二十四第一項において同じ。）が認めず、又は届出再生債権者（同法第二條第一項に規定する届出再生債権者をいう。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 再生債権の調査において、機構が機構代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機

（新設）

（新設）

構代理預金者に通知しなければならない。

（債権者集会）

第一百七十八条の二十 裁判所は、金融機関の再生手続における債権者集会の期日には、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の満了前においても、機構を呼び出さなければならない。

（債権者委員会）

第一百七十八条の二十一 機構が第一百七十八条の十二第一項の規定による預金者表の提出をする前における民事再生法第百十八条第一項の規定の適用については、同項中「再生債権者をもって」とあるのは、「再生債権者（預金保険機構を含む。）をもって」とする。

2 第一百七十八条の十六の規定は、機構が民事再生法第百十八条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第一百七十八条の十六中「機構代理預金者」とあるのは、「預金等債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第一百七十八条の二十二 機構は、民事再生法第百七十一条第一項（同法第百八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第二百一条第二項の債権者集会において機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該債権者集会の第一期日の二週間

（新設）

（新設）

（新設）

前までに、賛成しようとする再生計画の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。

- 2 機構は、民事再生法第七十二条第一項（同法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）の書面による決議において機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第七十二条第二項に規定する回答期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。

- 3 機構は、機構代理預金者のために民事再生法第二百条第一項又は同法第二百六条第一項の再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについての同意をしようとするときは、その二週間前までに、当該再生計画案の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。

（預金保険機構がする通知等）

- 第七十八條の二十三 第七十八條の十九第一項及び前條の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

- 2 前項の規定により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、通知があつたものとみなす。

- 3 民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第七十八條の十一第二項及び前條の規定による公告について準用する。

（新設）

（預金等の払戻しの許可）

第百七十八条の二十四 再生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第二百七条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、預金保険法第二百一十七条第一項の預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間（当該期間の末日は、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第三節 投資者保護基金の権限

（届出期間を定める場合の特例）

第百七十八条の二十五 裁判所は、証券会社について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四条の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、基金の意見を聴かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(送達の特例)

第一百七十八条の二十六 証券会社について民事再生法第二十八条第一項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があつた場合には、再生債権者である顧客に対しては、同法第二十八条第一項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、民事再生法第二十八条第一項の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

第一百七十八条の二十七 証券会社について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である顧客に対しては、民事再生法第三十五条第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、民事再生法第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 証券会社の再生手続において、第一百七十八条の二十九第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、民事再生法第三十四条の規定により定めた期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である顧客であつて同法第九十四条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十五条第三項において準用する同条第二項又は同法第三十七条の規定による送達は、することを要しない。

(新設)

(新設)

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、民事再生法第三十四条により定められた期間について生じた変更の内容又は再生手続開始の決定を取り消す決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

（顧客表の作成及び縦覧等）

第一百七十八条の二十八 基金は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について、民事再生法第九十九条第二項に規定する事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

2 基金は、顧客表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による顧客表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該顧客表に、当該顧客債権に係る第一項に規定する事項の記載の追加をしなければならない。当該顧客表に記載されている顧客債権について当該顧客債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同

（新設）

様とする。

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

（顧客表の提出）

第七十八條の二十九 基金は、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の末日に、前条の規定により作成した顧客表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、基金が、顧客表を裁判所に提出した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるもの及び既に顧客が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

4 基金は、第一項の規定による顧客表の提出又は第二項において準

（新設）

用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、民事再生法第九十四条第一項に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

5 証券会社の再生手続についての民事再生法第十七条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」とする。

（顧客表提出の効果）

第七十八条の三十 民事再生法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該提出があるまでに同法第九十四条第一項の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第七十八条の二十八第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については同法第九十五条第一項の規定による届出の追完があつたものとみなす。

（顧客の参加）

第七十八条の三十一 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる顧客債権（基金が民事再生法第九十六条の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条に

（新設）

（新設）

において同じ。）に係る債権者は、自ら再生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、再生手続が終了するまでの間、することができ

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを基金に通知しなければならない。

4 参加の届出をした顧客は、前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該顧客に係る顧客債権の全部をもって自ら再生手続に参加するものとする。

（投資者保護基金の権限）

第百七十八条の三十二 基金は、第百七十八条の三十の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる顧客債権に係る債権者（参加の届出をした顧客を除く。以下この節において「基金代理顧客」という。）のために、当該基金代理顧客に係る顧客債権（以下この節において「基金代理債権」という。）をもって、再生手続に属する一切の行為（再生債権の調査期間内において、基金が異議を述べた基金代理債権に係る再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、基金代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは基金代理債権に関する届出に係る事

（新設）

項について当該基金代理債権に係る基金代理顧客の不利益となる変更を加えようとするとき、又は基金代理債権に係る再生債権の確定に関する査定の申立てを取り下げ、若しくは基金代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該基金代理債権に係る基金代理顧客の授權がなければならない。

(投資者保護基金の義務)

第百七十八条の三十三 基金は、基金代理顧客のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 基金は、基金代理顧客に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第百七十八条の三十四 基金は、基金代理債権に関する届出に係る事項について当該基金代理債権に係る基金代理顧客の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百七十八条の二十九第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、民事再生法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第九十五条第五項の規定による変更とみなす。

(新設)

(新設)

（特別調査期間の費用）

第七十八条の三十五 基金代理債権に係る民事再生法第一百三十五条第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）に関する費用は、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第一百三十三条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（新設）

（異議の通知）

第七十八条の三十六 再生債権の調査において、基金代理債権の内容について再生債務者等（民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等をいう。）が認めず、又は届出再生債権者（同法第一百二条第一項に規定する届出再生債権者をいう。）が異議を述べた場合（基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

（新設）

2 再生債権の調査において、基金が基金代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

（債権者集会）

第一百七十八条の三十七 裁判所は、証券会社の再生手続における債権者集会の期日には、裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間の満了前においても、基金を呼び出さなければならない。

(新設)

(債権者委員会)

第一百七十八条の三十八 基金が第一百七十八条の二十九第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第百十八條第一項の規定の適用については、同項中、「再生債権者をもって」とあるのは、「再生債権者（投資者保護基金を含む。）をもって」とする。

(新設)

2 第一百七十八条の三十三の規定は、基金が民事再生法第百十八條第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第一百七十八条の三十三中、「基金代理顧客」とあるのは、「顧客債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

(議決権の行使のための通知及び公告)

(新設)

第一百七十八条の三十九 基金は、民事再生法第百七十一条第一項（同法第百八十七條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第二百一条第二項の債権者集会において基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該債権者集会の第一期日の二週間前までに、賛成しようとする再生計画の内容を基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

2 基金は、民事再生法第百七十二條第一項（同法第百八十七條第二

項において準用する場合を含む。）の書面による決議において基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、同法第七十二条第二項に規定する回答期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案の内容を基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

3 基金は、基金代理顧客のために民事再生法第二百条第一項又は同法第二百六条第一項の再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについての同意をしようとするときは、その二週間前までに、当該再生計画案の内容を基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

（投資者保護基金がする通知等）

第七十八條の四十 第七十八條の三十六第一項及び前條の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

2 前項の規定により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、通知があつたものとみなす。

3 民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第七十八條の二十八第二項及び前條の規定による公告について準用する。

第五章 金融機関等の破産手続の特例

（新設）

第五章 金融機関等の破産手続の特例

第一節 監督庁による破産の申立て等

(破産の申立て等)

第七十八條の四十一 (略)

2 第六十一條第二項の規定は、監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産の申立てについて準用する。

3 5 (略)

(破産の申立棄却に対する抗告)

第八十一條 監督庁は、第七十八條の四十一第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対して、即時抗告をすることができる。

第二節 預金保険機構の権限

(預金者表の作成及び縦覧等)

第八十四條 (略)

2 4 (略)

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第五十八條第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十條

第一節 監督庁による破産の申立て等

(破産の申立て等)

第七十八條 (略)

2 第六十一條第二項の規定は、内閣総理大臣が前項の規定によりする金融機関の破産の申立てについて準用する。

3 5 (略)

(破産の申立棄却に対する抗告)

第八十一條 監督庁は、第七十八條第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対して、即時抗告をすることができる。

第二節 預金保険機構の権限

(預金者表の作成及び縦覧等)

第八十四條 (略)

2 4 (略)

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第五十八條第一項若しくは第四項の規定により取得し、又は同法第八十一

の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

条の二の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。